

### 第3回私的整理法制検討分科 追加コメント

2022年12月13日

株式会社経営共創基盤(IGPI)

IGPIグループ会長 富山和彦

日弁連の皆さんの意見について、いかにも真摯な法律家らしく色々と懸念事項が提示され、その少なからずについて、法律家の端くれであり、企業再生の専門家である私からみても、ごもっともな点があると思います。その一方で私的整理は本質的に私的自治で行われる手続きであり、この制度もハードローとソフトローの中間に位置する制度です。債権者の利益は最終的に自ら法的整理を申し立てる等、裁判内手続きで防衛する手段が残っているので、今の時点で頭の中で想像しうる色々な懸念をすべて事前に制度的に解決しようとするアプローチを取ると、せつかくの「私的」整理が、いかにも日本的な堅い実定法主義の罨にはまる危険性が高いのではないのでしょうか。すなわち、私は長年、法と経済のはざままで仕事をしてきましたが、まさに社会と経済がダイナミックに変動する時代に世界から日本の法制度や規制が取り残され、産業も企業もイノベーションから取り残されてきた大きな原因の一つはこの罨にあり、本件ではできるだけシンプルな制度設計でスタートし、その余白は今後の実務の中で埋めていき、判例法的に現実化した懸念を解消していくアプローチを取るべきと考えます。

再生事案は、百件百様、しかも時代の変化の中で問題状況はどんどん変化していきます。おそらくこれからも事実は小説よりも奇なりです。今の会社更生実務も、バブル崩壊後の嵐のような現実局面で腕利きの管財人など関係者が編み出した手法を裁判所が追認し、のちに立法に反映されたものが少なくないです。すなわち実際には今考えている懸念事項はあまり問題にならず、違うところに落とし穴やルールの空白が生まれる可能性は、私たちの人知が有限である以上は避けられないのが、現代の事業再生、企業再生というダイナミックな世界です。制度が利用しにくいものとなった場合も、そこで問題点を洗い出してより使いやすいものに改良していけばよいと考えます。そう言うPDCAを回していく能力を高めることは、今日のようなダイナミックな経済の時代における司法制度全般に対する要請でもあります。

法律の世界では予見可能性に大きな重点を置きがちですが、そもそも予見可能性の経済社会的な重要性は、経済行為の情報コストを下げ、取引リスクを小さくすることにありますが、それはボラティリティが一定の範囲内に収まっている状況において当てはまる議論です。しかし、再生局面はそもそもそう言う状況ではなく、むしろ想定外のことが重なって整理が

必要な状況に陥った企業が、不確実な未来に向けて再スタートを切るためにステークホルダーの関係を再整理し、よってステークホルダーの利益を未来志向で極大化を図るものです。加えて、破壊的イノベーションの時代においては、そもそも予見可能性は常に限定的なものとして不確実性を織り込んで取引行為を行うこと、リスクを収益の源泉とすることが投融資事業の流れであり、ファイナンスの世界で言えばデットカルチャーよりもエクイティカルチャーが優位となる時代、あるいは両社の境界が連続的になっていく時代（経済実態としては、整理が必要な局面ではバッファとなるエクイティ価値は実質的に消えているので、債権はエクイティ化しています）です。その意味で、法制度利用時の予測可能性の重要性は否定しませんが、本制度に対して過度の予見可能性を期待しても、必ずしも利害調整ツールとして公共政策効果は高まりません。むしろ事実は小説よりも奇なる個々の局面に応じて、個別具体的に最適な未来解にたどり着くことに資する柔軟な仕組みであることが大事です。色々ややこしく重篤な状況であり、どんな解決策に決着するか必ずしも事前に見えない部分があるが、とにかくこの制度を使えばつまるどころ難問題を迅速かつスムーズに解決してくれる、と言う成果の蓄積がこの制度の利用頻度を上げることにつながります。そしてその蓄積によって多数決ベースの私的整理のベストプラクティスを形成していくべきです。

以上のようなことから、立法政策としては、ここではまずは制度を立ち上げ、運用のなかでより使いやすいものへと進化させ、企業のスムーズな新陳代謝を進めることで、大中小を問わずに企業の生産性、特に労働生産性を高め、よって賃金上昇と国民経済を豊かにすることに資する制度へと成熟、発展させていくべきです。その過程で日弁連の皆さんをはじめとして関係者の皆さんが大きな役割を果たされることを期待しています。